

1. 労災保険料率が改定されます。～平成 21 年 4 月より改定～

2月号で「予定」として概要をお伝え致しましたが、平成 21 年度からの労災保険料率の改定が確定致しました。また、建設の事業における労務費率でも改定が行われます。

全 54 業種中、38 業種で保険料率が下がり、5 業種で保険料率が 1/1,000 上がり、11 業種が据え置きとなりました。

労務比率では、9 業種中、「舗装工事業」で - 1%、「既設建築物設備工事業」「鉄道又は軌道新設事業」「機械装置の組立てまたは据付けの事業」のうち「その他のもの」の 3 業種で + 1%に改定され、他の業種は据え置きとなります。

改定後の保険料率は平成 21 年度「概算保険料」より適用され、平成 20 年度の支払実績に基づく「確定保険料」は、改定前の旧保険料率で計算されます。

また、今年度から労働保険年度更新の申告。納付時期が 6 / 1 ~ 7 / 10 に変更となり、これを受け、保険料の延納を行う場合の保険料納付期限も、平成 21 年度では 7 / 10、11 / 2、2 / 1 となった点もご注意ください。なお、保険料の算定期間は変更がなく、従来どおり 4 月 ~ 3 月のままです。

労災保険料率の変更 (抜粋)

「事業の種類」(番号)	労災保険料率	
「建築事業」(35)	15/1000	13/1000
「食料品製造業」(41)	7.5/1000	6.5/1000
「印刷又は製本業」(46)	5/1000	4.5/1000
「電気機械器具製造業」(57)	4.5/1000	3.5/1000
「貨物取扱事業」(72)	13/1000	11/1000
「卸売・小売業、飲食、宿泊業」(98)	5/1000	4/1000
「その他の各種事業」(94)	4.5/1000	3/1000

< 保険料率が上がった業種 (+1/1000) >
 「定置網漁業又は海面魚類養殖業」(12)、「陶磁器製品製造業」(62)、「非鉄金属精錬業」(51)、「鋳物業」(53)、「船舶製造又は修理業」(59)

< 保険料率が据え置きとなる業種 >
 「林業」(02・03)、「金属鉱業」(21)、「原油・天然ガス鉱業」(24)、「採石業」(25)、「既設建設物設備工事業」(38)、「ガラス・セメント製造業」(48)、「コンクリート製造業」(66)、「その他の窯業・土石製品製造業」(49)、「農業・海面漁業以外の漁業」(95)、「清掃業、火葬の事業」(91)、「倉庫業、警備業、消毒・害虫駆除、ゴルフ場の事業」(96) 等

2. 協業禁止 ~退職する社員に同業界の起業や転職を禁止することはできるのか~

会社の商品、製造法、営業上のノウハウなどの秘密を知っている社員が、同業他社にスカウトされる、あるいは退職して同業種の別会社を設立するといったことになれば、その会社の受ける経営ダメージはとても大きいものになります。在職中または退職した社員に、競業禁止を義務付けることは可能なのでしょうか。

在職中の社員に対しては、労働契約に付随する信義則により特に別に用意をする必要もなく、競業につくことが禁止されています。しかし、退職後の競業については、会社にとってどんな都合があるとしても、一方では退職した社員にも憲法で職業選択の自由が保障されていますので、無制限に退職後の競業禁止を義務付けることはできません。退職後の競業禁止義務が有効となるためには、製造や営業等秘密の中核にいる社員が、その秘密が保護に値する適法なものときに、個別の特約を締結する必要があり、その特約には、制限の期間、制限する地域、制限する職種の範囲、制限に対しての代償の支給の 4 要件が必要とされています。

退職した社員の競業を禁止するためには、就業規則に対象となる従業員の要件と合理的な上記 4 要件を定めた競業禁止義務の条項を盛り込み、競業禁止義務の代償としての意味を持つ機密保持手当もしくは研究手当、役職手当を支払うことが必要です。また、個別に競業禁止誓約書を取ることができればなお良いでしょう。なお、競業禁止義務にあわせ、違反した場合の退職金の全部または一部を不支給、支給済退職金の返還請求の事項を定めていることもありますが、退職金の意味合い(給料の後払い)から考えると、よほど重大な背信行為がない限りは認められないようです。結局のところは抑止力程度のものという考えを持っておいて下さい。

編集後記

先日、一生に一度、冥土の土産?で大枚はたいて、銀座にあるミシュラン3つ星フレンチレストラン「ロオジェ」に行きました。リッチな空間で装飾も素晴らしい一皿一皿をため息をつきながら食べました。超一流の食事に、超一流の接客。すごく贅沢な時間を過ごせて幸せでしたが、全く行き慣れていないので、帰りはとにかく疲れました。おまけに食べられないものばかりで2日間ほど胃もたれが、。あてのものをいつも食べておられる本物のセレブは、立ち振る舞いだけでなく胃袋の構造も違うんですねあ…。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-31-7-201
 TEL:0422-27-7774
 FAX:0422-27-7775
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com